

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																																	
<p>前文</p> <p>私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちとが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。</p> <p>「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。</p> <p>私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。</p> <p>私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切にして力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。</p> <p>そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。</p>	<p><H28評価結果>前文関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 前文は国際的な意識が強いが、一方で福祉や防災等、市民にとって身近な事柄に関する記述が薄い傾向がみられる。特に、防災については、近年の大規模災害の発生等により市民の意識が高まってきていていることも踏まえ、このような市民に身近な観点からの表現を盛り込むべきか否かについて検討した。 前文では、これまでのさっぽろの発展の経過と、市民自治によるまちづくりを進めるうえでの理念的な事柄を述べており、防災などのまちづくりの視点や目的については、第2条における「安全・安心な推進」の中に含まれている。 市民の関心の高いまちづくりの事項は多岐にわたるものであり、前文という位置づけを考えると、前文にすべての事柄を盛り込むことはできない。このため、前文に個別の事柄を盛り込むのではなく、市民の関心が高い個別具体的な事柄については、各条項において取り組んでいくべき課題である。 	<p>【市民インターネットアンケート調査結果】</p> <p>◆条例の認知度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よく知っている</td> <td>選択肢なし</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>内容をある程度知っている</td> <td>3.8%</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td>知らない</td> <td>71.9%</td> <td>70.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆市民自治を進めるための取組について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要だと思う*</td> <td>62.3%</td> <td>57.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*「必要だと思う」「ある程度必要だと思う」の合計</p> <p>◆近所等で問題が起きた時にどのような行動をとるか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内会に相談</td> <td>35.8%</td> <td>31.3%</td> </tr> <tr> <td>区役所・市役所に相談</td> <td>42.9%</td> <td>43.1%</td> </tr> <tr> <td>周囲の人とともに、自分ができそうなことをする</td> <td>21.0%</td> <td>23.3%</td> </tr> <tr> <td>特になにもしない</td> <td>19.0%</td> <td>24.8%</td> </tr> </tbody> </table>		H28	R1	よく知っている	選択肢なし	1.5%	内容をある程度知っている	3.8%	6.7%	知らない	71.9%	70.2%		H28	R1	必要だと思う*	62.3%	57.5%		H28	R1	町内会に相談	35.8%	31.3%	区役所・市役所に相談	42.9%	43.1%	周囲の人とともに、自分ができそうなことをする	21.0%	23.3%	特になにもしない	19.0%	24.8%	<p><条例全体関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 条例は、市民から意見が出た時に、所管部局の対応について、市民自治の視点で評価する仕組みを担保していくものであり、所管部局に「ちゃんとやるように」ということを条例に書き込むことはできないのではないか。 市の組織に、町内会などから意見が挙がってくると思うが、それらについて所管部局で採否を決め対応する際、市民自治の視点に照らして、市の対応が正しかったのかどうかをチェックする仕組みを条例に盛り込まなくては駄目ではないか。 LGBTの人々に対する世間の認知が急速に広がっており、札幌市においても「パートナーシップ宣誓制度」が運用されている。多様性を認めようといったことを条例に盛り込める余地はないものかと考えている。 LGBTを含む多様性の問題については、非常に大事なことだと認識してはいるものの、市民自治の範疇を超える大きなものだと思うため、条例の条文中に書き込むことには反対。 多様性の尊重という点でLGBT等の性的志向だけでなく、女性への差別をなくしていくことも大切。
	H28	R1																																		
よく知っている	選択肢なし	1.5%																																		
内容をある程度知っている	3.8%	6.7%																																		
知らない	71.9%	70.2%																																		
	H28	R1																																		
必要だと思う*	62.3%	57.5%																																		
	H28	R1																																		
町内会に相談	35.8%	31.3%																																		
区役所・市役所に相談	42.9%	43.1%																																		
周囲の人とともに、自分ができそうなことをする	21.0%	23.3%																																		
特になにもしない	19.0%	24.8%																																		

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
			・障がい者や外国人が増えているという世の中の流れがある。札幌市も「SDGs 未来都市」に選定されたり、そうした変化も踏まえて検討したい。
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	<H28 評価結果>条例全般関連 ・条例の認知度は依然として低く、市民へ十分に浸透していないのが現状である。 ・市は引き続き条例の周知を図っていく必要があるが、基本条例という性質上、理念的な規定が多く、市民の日常生活と直接的な関わりが薄いため、条例そのものに市民の関心を向けることは容易ではなく、周知の方法や対象を工夫して、周知の効果をより高める方法を検討していくべき。 ・条例の本来の目的は「市民が主役のまちづくり」の実現であり、市は、条例の周知と併せて、地域活動への支援、情報提供、市民参加等、具体的な取組の推進を通して、市民が市政やまちづくりに関心を持ち、より多くの市民に参加してもらえるための周知も図っていく必要がある。		<第1条関係> ・条例の周知に関する主な取組が記載されていないが、第3次会議からの間、何もしていなかったのか。 ⇒パンフレット配架等の取組は行っていたが、新たな特筆すべき取組は行っていなかった。(事務局) ・条例を知っているかどうかが大きな問題なのではなく、市民にとって活動がしやすい環境になっているか、参加しやすい制度が整っているかということの方が大事だと思う。ただ、自治基本条例では参加について細かく書かれておらず、参加の仕方が具体的に書かれた市民参加条例のようなものが必要ではないか。

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。 3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市(議会及び市長等をいう。以下同じ。)が担うものをいう。	<H28評価結果>第2条関連 ・現行条例では、第2条において、市民とは「市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」と定義されている。 しかし、この定義による「市民」の範囲に含まれない市税納税者（札幌市内に不動産を所有し固定資産税を納付するのみで、札幌市に居住も通勤・通学その他の活動も全く行っていない者をいう。以下「納税者」という。）についても、まちづくりに参加する権利と責務を有するとする考え方があるため、納税者を新たに条例の適用範囲に加えるべきか否かについて検討した。		<第2条関係> ・第3次会議で、前文に「防災」について入れる案が出ていたが、前文に入れないとしても、安全・安心の推進が記載された第2条に「大規模災害対策」のような文言を入れてほしいと考える（なお、「第2条」にこだわっている訳ではない）。 ・町内会の新聞には防災の記事が多い。防災は市民にとって関心のあることとして重要な位置を占めており、条例に具体的な文言として入れてはどうか。
(この条例の位置付け) 第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	・現条例は情報共有と市民参加によるまちづくりを根幹としている。第2条で定義されている「市民」の範囲に含まれない納税者に対する情報提供や納税者の現実的なまちづくり活動への参加は困難であることを踏まえると納税者を新たに適用範囲としても、実質的な条例の趣旨目的に沿うための取組を行うことが困難。 ・空き地・空き家に係る諸問題等、納税者が市のまちづくりにおいて一定の位置を占める場合があるが、これらは自治基本条例ではなく、個々の条例や個別の施策等において対処していくべき課題である。		・防災のまちづくりの視点は重要と考える。防災を条例に入れたとき、その担い手として町内会が出てくるが、条例では町内会についてあまり記載されていない。条例として、防災と併せて町内会の位置付けをしっかりと入れ込むことが必要だと思う。
(基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。	・また、条例の対象となる者の範囲を拡大することは、新たに責務を課すこととなるため、十分な議論や調査、検討が必要であり、現時点で納税者を新たに条例の適用範囲に加えるのは、時期尚早である。		・「防災」を位置付けることは重要と思うが、本条例は基本的な部分が条例化されているところが多いと思われるため、「防災」という言葉を直接使うのかどうかということは議論が必要と考える。第2条は「市民」「まちづくり」「市政」の定義であり、全体的な話ということで良いと思う。
(まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。			

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																								
<p>第2章 市民</p> <p>第1節 市民の権利 (まちづくりに参加する権利)</p> <p>第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。</p> <p>(市政の情報を知る権利)</p> <p>第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>第2節 市民の責務 (市民の責務)</p> <p>第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p>	<p><H28 評価結果> 第8条関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化、人口減少等により地域課題が複雑・多様化している社会においては、市民と行政の協働が一層重要になっていることを市が十分に認識し、市民により積極的にまちづくりに参加してもらうために必要な情報提供や市民参加制度の整備・周知に努める必要がある。 市民は、市に何をしてもらうかという視点だけではなく、市にどんな協力ができるかという視点を持つべきであり、市もその視点の必要性を認識すべき。 	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市情報公開条例 (H12.4 施行) 札幌市公文書管理条例 (H25.4 施行) 札幌市公文書館条例 (H25.7 施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市公文書館開設 (H25.7 開設) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査広聴 (市民意識調査：年4回×5,000人) 指標達成度調査 (年1回×4,000人) 市民自治に関するアンケート調査 (H28、R2×480人) <p>【市民インターネットアンケート調査結果】</p> <p>◆まちづくり活動への関心</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関心がある*</td> <td>62.9%</td> <td>62.0%</td> </tr> <tr> <td>現在も過去にも関心を持ったことがない</td> <td>29.2%</td> <td>32.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*関心が「大いにある」「多少はある」の合計</p> <p>◆まちづくり活動に参加しにくく感じる理由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加のきっかけがつかめない</td> <td>47.9%</td> <td>50.2%</td> </tr> <tr> <td>情報が乏しい</td> <td>選択肢なし</td> <td>40.2%</td> </tr> <tr> <td>参加する時間がない</td> <td>37.5%</td> <td>39.4%</td> </tr> <tr> <td>参加者同士の人間関係が煩わしい</td> <td>20.6%</td> <td>19.0%</td> </tr> </tbody> </table>		H28	R1	関心がある*	62.9%	62.0%	現在も過去にも関心を持ったことがない	29.2%	32.7%		H28	R1	参加のきっかけがつかめない	47.9%	50.2%	情報が乏しい	選択肢なし	40.2%	参加する時間がない	37.5%	39.4%	参加者同士の人間関係が煩わしい	20.6%	19.0%	<p><第6条関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 「参加」とは、「協力する」「用意された場へ行く」という言葉だと理解している。市民はまちづくりの主体であるはずだが、なぜ「参加」という言葉が使われているのか。条文の「参加」という言葉からは、主体でやっているという意味を読み取れない。 <p><第8条関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 「良好な地域社会」「コミュニティ形成のためにともに助け合う」「絆」というような内容を盛り込み、町内会にても防災にしても地域社会の中でともに助け合い、協力し合いながら地域を形成していくという条項があると良い。地域課題には、防災のほか、高齢化や地域の見守りなどもあり、具体的な文言をどこまで入れるかは別として「絆」「地域社会に暮らす」というような文言を入れると、防災などにもつながっていくのではないかと考える。
	H28	R1																									
関心がある*	62.9%	62.0%																									
現在も過去にも関心を持ったことがない	29.2%	32.7%																									
	H28	R1																									
参加のきっかけがつかめない	47.9%	50.2%																									
情報が乏しい	選択肢なし	40.2%																									
参加する時間がない	37.5%	39.4%																									
参加者同士の人間関係が煩わしい	20.6%	19.0%																									

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
(事業者の責務) 第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。		[主な取組] ・さっぽろまちづくりパートナー協定（包括協定） (H20～、H26：10協定15社 ⇒ R2：18協定25社) ・企業によるまちづくり活動の活動数 (H26：11,526回 ⇒ R1：15,423回) ・さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度 (R1～、R2：登録企業45、認定企業41)	
第3章 議会及び議員 (議会の役割及び責務) 第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。		[関係条例等]（第3章全体） ・議会基本条例（H25.4施行）	
(市民に開かれた議会) 第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。		[主な取組] ・インターネットによる議会の動画配信 (本会議：H17～、特別委員会：H24～) ・市議会だより等による情報発信（市議会だより：年4回発行、広報さっぽろ「市議会の動き」：毎月） ・議会キッズページの設置 ・常任委員会の公開	
(議員の役割及び責務) 第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。		[主な取組] ・請願、陳情に係る制度運用 ・政務活動費に係る領収書等の全面公開	<第12条関係> ・札幌市では政務活動費に係る領収書等の公開がネットで行われておらず、取組の書き方を考えるべき。

■第6回市民自治推進会議－資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p>第4章 市長及び職員</p> <p>(市長の役割及び責務)</p> <p>第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聞くよう努めるものとする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。</p> <p>(職員の育成)</p> <p>第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。</p>	<p><H28 評価結果> 第14条関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の責務として、職員が地域活動に率先して参加すべき旨の内容を加えるべきか否かについて検討した。 職員も市民であることから、職員としての立場ではなく、あくまでも市民の1人として、市民と同じ立場で参加を求められているものと考えるべき。 ただし、地域におけるまちづくり活動に市の職員が参加することによるメリットがあるので、職員が参加しやすい環境を作ることが望ましい。 職員も、条例の趣旨を十分に理解し、地域との共感・協働の視点を持つべきであり、市民の1人として、地域活動に積極的に参加するように心がけるべきである。 	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制制度の導入 (R2～) 個別広聴 (本庁市民の声を聞く課、各区広聴係、等) 集団広聴 (市長とじっくりトーク : R1～、延べ3回 サッポロスマイルトーク : H27～、延べ15回) 調査広聴 (市民意識調査 : 年4回×5,000人) 指標達成度調査 (年1回×4,000人) 市民自治に関するアンケート調査 (H28、R1×480人) <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のための情報共有・市民参加推進の手引き (H20.12策定) 札幌市職員人材育成基本方針 (H20.3策定、H28.8改訂) 札幌市職員研修規程 (H3.3施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民自治推進本部の設置 (H18～) 新採用職員に対する自治基本条例研修 (H19～)、まちづくりセンター研修 (H24～) の実施 市民自治に関する職場研修等の実施 (随時) 	<p><第13条関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民自治の推進を客観的に評価するには、市民からの意見総数だけでは不十分であり、そのうち市政に反映された意見数がどれだけあったのかという分類が必要だと思う。個別広聴については、市民の意見がこれほど反映されましたという切り口で評価・分析する取組をしてほしい。 苦情にはアイデアや参考にするべきところが含まれており、数だけではなく内容をしっかりと把握して、市政の改善につなげてほしい。

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p>第5章 行政運営の基本</p> <p>(行政運営の基本)</p> <p>第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。</p> <p>4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。</p>		<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市行財政改革推進プラン (H23.12策定) →H27.12～「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」 →R1.12～「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」 ・札幌市行政評価実施要綱 (H17.5施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに基づく取組の推進（各年度） ・行政評価委員会の設置と行政評価の実施（毎年度） <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市市民自治推進本部設置要綱 (H18.12施行) ・札幌市市民自治推進会議規則 (H26.10施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民自治推進本部の設置と進捗管理 ・市民自治推進会議の設置と条例に係る取組の評価 ・市民自治を考える市民ワークショップ会議(旧市民まちづくり会議)の開催(毎年度) <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市出資団体改革新方針 (H21.2策定) →札幌市出資団体の在り方に関する基本方針(H28.3策定) ・「札幌市出資団体の在り方に関する基本方針」に基づく各団体の具体的な行動計画 (H29.6策定) ・札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱 (H10.4施行) ・出資団体評価システム実施要綱 (H14.7施行、H28.4改訂) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資団体改革推進本部の設置（随時） ・行動計画の策定（随時） ・出資団体評価の実施と関連情報公開（毎年度） 	

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
(総合計画等) 第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進ちょく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用する。		[関係条例等] ・札幌市まちづくり戦略ビジョン（長期計画、H25策定） ・第3次札幌新まちづくり計画（中期計画、H23策定） →H27.12～「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」 →R1.12～「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」 [主な取組] ・札幌市まちづくり戦略ビジョン：審議会、市民会議、パブリックコメント、市民参加ワールドカフェ、市民アンケート調査、シンポジウム、ワークショップ等 ・アクションプラン2019：パブリックコメント、シンポジウム、ワークショップ、市民アンケート調査等 ・戦略ビジョンにおける「成果指標」(53項目)、アクションプラン2019における「成果指標」(53項目)の設定	
(財政運営) 第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的に健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。		[関係条例等] ・行財政改革推進プラン(H23.12策定) [主な取組] ・予算編成方針及び編成過程の公表 ・広報さっぽろにおける予決算、財政状況等の情報提供 ・財政状況を分かりやすく解説したリーフレット「さっぽろのおサイフ」の発行(H14～)	
(行政評価) 第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。		[関係条例等] ・行政評価実施要綱(H17.5施行) [主な取組] ・行政評価システムの運用（一次評価、二次評価） ・行政評価委員会による外部の視点からの評価 ・事業評価の公表 ・市民参加ワークショップによる市民意見の収集 ※R2年度：市民参加ワークショップは実施せず、「札幌市行政評価パネル展 市民参加と情報共有」をR2.8.4～R2.8.7に実施	<第19条関係> ・所管部が行う評価と、行政評価委員会が行う評価の双方について評価項目の中に、市民自治の視点で評価をする項目を盛り込むべきと考える。

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																								
<p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保)</p> <p>第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。</p> <p>2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。</p> <p>3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p>		<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員条例 (H22. 11 施行) ・オンブズマン条例 (H13. 3 施行) ・行政手続条例 (H7. 4 施行) ・札幌市職員等の公益通報等に関する要綱 (H21. 10 施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員、オンブズマン制度の運用 ・公益通報者保護に係る制度の整備 																									
<p>第6章 基本原則によるまちづくりの推進</p> <p>第1節 市民参加の推進</p> <p>(市政への市民参加の推進)</p> <p>第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。</p> <p>2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 実施の時期が適切であること。</p> <p>(2) 効果的かつ効率的な方法によること。</p> <p>(3) 事案に関する市民又は地域に係る市民が参加できること。</p> <p>(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により本当に不利益を受けないこと。</p> <p>4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。</p>	<p><H28 評価結果> 第21条関連</p> <p>○女性の参加促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属機関の性質等により異なる場合もあるが、女性委員比率がまだ少ないと感じている (H26 年度 36.9%)。行政においては、特定の層に偏らず、幅広く市民参加を推進することが求められるところであり、バランス良く女性も市政に参画できるような取組の推進が必要であると考える。 ・市は、附属機関の女性委員比率 40%を達成するように引き続き努めるとともに、女性の意見を積極的に聴くことをこれまで以上に心がけるべき。 	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のための情報共有・市民参加推進の手引き (H20. 12 策定) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加メールマガジンの定期配信、無作為抽出市民へのメルマガ登録の呼びかけ (H24~/R2. 12 現在登録者数 493 人) ・各部局による市民参加の実施 <p>※第3回推進会議資料「市民参加の実施結果一覧」参照</p> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属機関等の設置及び運営に関する要綱 (H10. 4 施行、H26. 10 一部改正) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属機関等における公募委員の導入 <p>◆附属機関等における公募委員制導入機関比率及び公募委員・女性委員比率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募委員制導入機関</td> <td>24. 4%</td> <td>28. 3%</td> <td>28. 3%</td> <td>27. 4%</td> <td>29. 5%</td> </tr> <tr> <td>公募委員</td> <td>4. 3%</td> <td>5. 0%</td> <td>5. 1%</td> <td>4. 1%</td> <td>4. 7%</td> </tr> <tr> <td>女性委員</td> <td>32. 9%</td> <td>33. 9%</td> <td>33. 7%</td> <td>30. 7%</td> <td>31. 2%</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	公募委員制導入機関	24. 4%	28. 3%	28. 3%	27. 4%	29. 5%	公募委員	4. 3%	5. 0%	5. 1%	4. 1%	4. 7%	女性委員	32. 9%	33. 9%	33. 7%	30. 7%	31. 2%	<p><第 21 条関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のための情報共有・市民参加推進の手引きについて、策定から 10 年がたっており、SNS による情報共有、オンラインでの市民参加など形も変化してきており、更新が必要と考える。 ・また、手引きの頭に「職員のための」と付いているが、どういう情報提供があるのか、市民参加できるのかということを市民こそ知る必要があるので、市民のための手引が必要を感じた。 ・第 3 項第 4 号について、どうやってやるのか手法をしっかりと書くことが必要ではないか。 ・第 3 項第 4 号について、具体的な改善例を、職員のための情報共有・市民参加推進の手引きに掲載していくはどうか。また、性別について新しい考え方が出てきており、バージョンアップの内容の一つとして考えていく必要があるのではないか。
	H27	H28	H29	H30	R1																						
公募委員制導入機関	24. 4%	28. 3%	28. 3%	27. 4%	29. 5%																						
公募委員	4. 3%	5. 0%	5. 1%	4. 1%	4. 7%																						
女性委員	32. 9%	33. 9%	33. 7%	30. 7%	31. 2%																						

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出									
5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。		<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント手続きに関する要綱（H16.7施行） <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施（H27～R1：延べ112案件） ・パブリックコメント時のキッズコメントの実施 	<第21条関係>前ページからの続き ・SDGsやユニバーサルデザイン等に配慮する時代であり、目標や具体的手法、目的、バージョンアップについて明記したものを位置付けることが必要。また、対象について職員と市民という形で位置付けてはどうか。 ・まちづくり活動も、こういった手法があって、それでやっていくことが望ましいなど、きちんと文字として位置付けることが将来的には必要ではないか。									
6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。		<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる市政提案、市民の声を聞く課・各区広聴係へ寄せられる、市民からの意見・提案等を関係部局に送付する仕組みを整備、意見等の検討結果をホームページで公開 										
7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。	<p>○市民参加を進めるために必要な条例の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加を推進するとともに市民参加の保障を担保するための、市民参加に係る条例制定の必要性について、今後検討していくこととする。 	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加制度に係る要綱等の策定、「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」の運用等 <p>【市民インターネットアンケート調査結果】</p> <p>◆札幌市が市民の市政への参加機会を十分に提供している</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>思う※1</td> <td>24.2%</td> <td>24.2%</td> </tr> <tr> <td>思わない※2</td> <td>33.7%</td> <td>25.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「そう思う」「ある程度そう思う」の合計 ※2 「あまり思わない」「思わない」の合計</p>		H28	R1	思う※1	24.2%	24.2%	思わない※2	33.7%	25.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・第4項の附属機関について、第3次会議の評価では女性委員比率40%が求められていたが、改善されておらず問題かと思う。 ・公募委員制導入機関の割合、公募委員の割合も低過ぎるので、高い目標設定をしてほしい。 ・公募委員は、少なくとも30%から40%ぐらいは必要ではないか。導入機関数についても一定の目標を設定して取り組んでほしい。 ・数値目標は、推進本部会議で評価してもらいたい。 ・各部局が判断したパブコメの意見に対する採否が適正かどうか、可能なら行政評価委員会でチェックするのがいいと思う。 ・パブコメについて、出てきた意見のうち、採用された意見が何件あったのかを実績評価とすべきだと思う。評価指標となる数字の把握、集計、公表をしてほしい。
	H28	R1										
思う※1	24.2%	24.2%										
思わない※2	33.7%	25.9%										

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p>(住民投票)</p> <p>第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。)をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>			<p><第 21 条関係>前ページからの続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員が本当に採用できないなら、なぜ無理なのか市内部で確認できる資料が必要ではないか。 ・女性委員の比率を高めたいなら公募委員の女性比率データを分析することが必要ではないか。 ・目標としてなら良いが、ただ公募委員に女性を増やすというのではなくてもいいのかと悩むだろうから、簡単ではないと思う。 <p><第 22 条関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票について、市民からも実施を求める能够性を条例に記載してはどうか。 ・常設型の住民投票条例を作ることも一つの案ではないか。
<p>(市民によるまちづくり活動の促進)</p> <p>第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。</p>		<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民まちづくり活動促進条例 (H20.4 施行) ・市民まちづくり活動促進基本計画 (R1.5 第3期計画策定) <p>[主な取組]</p> <p><情報支援、人材育成支援、活動の場支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動サポートセンターを拠点とした各種支援 ・地域まちづくり人材育成事業 (H28~) ・新たな活動の場創設支援事業 (R1~) <p><財政的支援、寄付文化の醸成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業 (H28~) ・地域課題解決のためのネットワーク構築事業 (H28~) ・さぽーとほっと基金 (H27~R1 累計 寄付 : 1,911 件 483,992 千円、助成 : 656 団体 714 事業 335,678 千円) 	

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																		
(青少年や子どものまちづくりへの参加) 第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。	<p><H28 評価結果> 第24条関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、地域活動の担い手が不足し、特に若年層の参加が望まれていることから、この条項は非常に重要性が高いが、「必要な配慮」という表現が抽象的であるため、これをより具体的に示す必要があるか否かについて検討した。 ・自治基本条例は最高規範であり、多岐の分野にわたる市民自治に関する事項を総括的に規定する必要があるため、理念条例として相当程度の抽象度や包括性を持つ必要がある。青少年や子どもの参加については、個別の条例（札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例）において具体的に記載されており、本条例における「必要な配慮」が、同条例で具現化されていると考えることができる。 ・まちづくり活動の担い手が不足していると言われている中、子どもがまちづくり活動に関心を持ち、市民自治の意識を学ぶことは非常に重要。 ・子どもの参加をスムーズかつ効果的に進めるため、市は学校との連携をより密にしながら、子どもの参加を促すための取組をより充実させていくことが望ましい。 	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの最善の利益を実現するための権利条例(H21.4 施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども議会」の開催 (H13～) ・パブリックコメント等におけるキッズコメントの実施 (H23～) ・「子どもまちづくり手引書」の作成 (H21～) ・次世代の活動の担い手育成事業(H29～) ・中学校3年生社会科副読本「10年後の札幌はどうなるの？」(中学生向けに戦略ビジョンの内容を分かりやすくまとめたパンフレット) の配布 	<p><第24条関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生や大学生に出前講座をして、若年層に自治基本条例があるということを認識してもらうと、今後、大人になった時、その認識が伝わると思うので、そういう方向も入れてほしい。 ・第3次会議では、自治基本条例には抽象度や包括性が必要と評価されているが、一定期間ごとに見直し、時代の変化に合わせて柔軟に変えていくことが予定されていると思うので、必要があるところは変えていくというスタンスで行きたい。 																		
第2節 情報共有の推進 (情報公開) 第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。		<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例 (H12.4 施行) ・札幌市公文書管理条例 (H25.4 施行) ・札幌市公文書館条例 (H25.7 施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市公文書館開設 (H25.7 開設) ・公文書公開制度、市政刊行物コーナーの運用 <p>◆公文書公開請求の件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求件数</td><td>304</td><td>319</td><td>265</td><td>262</td><td>278</td></tr> <tr> <td>処理件数</td><td>489</td><td>472</td><td>482</td><td>581</td><td>584</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 件の公開請求に対し、対象公文書を保管する課が複数あるため、処理件数が請求件数より多くなっている。</p>	年度	H27	H28	H29	H30	R1	請求件数	304	319	265	262	278	処理件数	489	472	482	581	584	
年度	H27	H28	H29	H30	R1																
請求件数	304	319	265	262	278																
処理件数	489	472	482	581	584																

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
(情報提供) 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。	<H28評価結果>第26条関連 ・市の公式ホームページで公開している「札幌市まちづくり戦略ビジョン」のイメージ映像が非常に分かりやすい。このような映像化した情報は、紙面だけでの情報よりも高齢者や若者等にとっても理解しやすく、市政への関心向上にもつながると考える。 ・市では、従前の広報媒体に加えて、ホームページやSNSなどインターネット環境を活用した情報提供にも努めているところであるが、今後も、より市民に伝わりやすい方法や、幅広い世代に伝わりやすい手段での情報提供を行うように努めていくべき。	[関係条例等] ・情報公開条例（H12.4施行） ・公式ホームページに関する基本方針（H16.1策定） ・公式ホームページガイドライン（H16.1策定） [主な取組] ・対話型情報提供の推進（サッポロスマイルトーク、出前講座等） ・市民参加の実施予定、実施結果の公表 ・市民参加メールマガジンの配信 ・広報さっぽろ、市公式ホームページ、SNS等での情報発信 【市民インターネットアンケート調査結果】 ◆札幌市が市民への情報提供を十分に行っていると思うか	
(個人情報の保護) 第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。		[関係条例等] ・個人情報保護条例（H17.4施行）	

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p>第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進 (まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)</p> <p>第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。</p> <p>(1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。</p> <p>(2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。</p> <p>(3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。</p>	<p><H28評価結果> 第28条関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例第21条第2項で、市全体として総括的に市民意見の反映に努めることを規定し、第29条では区民の意見を市政に反映するよう努めるものと規定されている。 一方で、第28条で規定している「地域」は、最も身近なまちづくりの基礎単位であるが、同条の規定は市から地域への支援に関する内容が中心であり、同条においても地域住民の声を適切に取り上げて市政に反映するよう努める旨の規定を設けるべきか否か、検討した。 条例上、直接的な規定はないが、地域の意見を聞くことはまちづくりセンターの事務分掌に規定されており、地域の声に対して札幌市として一体的に対応するための仕組みも整備されており、現状において市の取組が不足しているとまでは言えない。 しかし、市民の意見を聴き、意見が市政に適切に反映されるように努めることが市民自治推進に重要であり、地域課題の複雑・多様化により、地域の重要性が高まっていることを踏まえ、地域重視の姿勢の明確化、現状における市の取組を条例で担保するため改正が望ましい。 市がまちづくりセンターを単位とする地域の意見を聞き、市政への反映に努める旨の規定を設けるべき。 地域の住民の声に対して、まちづくりセンター、区役所及び市役所（本庁）が連携して、札幌市として一体的に対応するよう努める旨の規定を設けるべき。 <p>【改正案】第28条第1項に、_____線部を追加</p> <p>第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。<u>この場合において、市は、地域住民の意見を市政に反映させるように努めるとともに、関係各局等が連携して地域課題の解決に向けて必要な調整をするための仕組みの整備に努めるものとする。</u></p>	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市まちづくり戦略ビジョン（H25策定） ⇒まちづくりセンターなどによる支援・調整機能の強化 まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019（R1策定） ⇒政策目標3：地域の課題を地域の力で解決する街 施策1：地域活動を活発化する環境づくり 施策2：地域マネジメントの推進 <p>[主な取組]</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) まちづくり活動の場及び機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> 新たな活動の場創設支援事業（R1～、旧：地域活動の場整備支援事業） 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業（H28～、旧：元気なまちづくり支援事業） (2) まちづくり活動に資する情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> 自主運営近況報告会の開催（H21～） 自主運営制度案内リーフレット作成（H24～） 戦略的地域カルテ・マップ構築推進事業（H26～） (3) まちづくり活動を行う団体間の連携促進 <ul style="list-style-type: none"> 地域課題解決のためのネットワーク構築事業（H28～） まちづくり協議会への企業・NPOの参画促進 (4) その他まちづくり活動に資する取組 <ul style="list-style-type: none"> 町内会加入促進事業の実施（広告による周知啓発、地域ワークショップ支援等） 各区における企業とのパートナー協定締結の推進 各区におけるアダプト・プログラム※の実施 <p>※「アダプト・プログラム」とは、市民と行政が協働し、地域の公園や道路などの清掃活動を基本とした「まち美化プログラム」のことをいう。</p>	<p><第28条関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 第2項の（地縁による団体を除く。）という部分が分かりにくいので文言の変更が必要ではないか。

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p>(区におけるまちづくり)</p> <p>第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。</p>	<p>※ <H28 評価結果>第 28 条関連 前ページからの続き</p> <p>○まちづくりセンターの活用について ・条例においては、地域のまちづくり活動の拠点としてまちづくりセンターが位置付けられていることから、多様な世代や立場の市民にとって活用しやすいようにするために、時間外や休日の活用を可能にするような方策を検討することが有益。</p> <p>○まちづくりセンターの地域自主運営化について ・上記の時間外・休日利用を可能にすることを考慮するなら、市は、さらなる自主運営化の推進に努力すべき。</p> <p><H28 評価結果>第 29 条関連</p> <p>○区民協議会の担い手確保について ・区民協議会においては人材が不足しており、いつも同じ人が担っているのが実情。町内会、学校、NPO、その他各種地域団体等、さまざまな団体が地域活動を企画して実行しているため、新たな担い手を確保できるような工夫や新たな方法を模索していくことが必要。</p>	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター自主運営化の推進 R3.4.1 から東区：栄東まちづくりセンターが地域による自主運営に移行。 <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市まちづくり戦略ビジョン (H25.10 策定) ・まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019 (R1 策定) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民協議会を全区に設置 (H22 年度末に全区設置完了) ・未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業予算に区民協議会特別推進枠の創設 (H28～) 	
<p>第7章 他の自治体等との連携・協力</p> <p>(他の自治体等との連携・協力)</p> <p>第30条 市は、他の自治体と共にまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。</p> <p>3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。</p>	<p><H28 評価結果>第 30 条関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 30 条では、海外を含めた各自治体や国との連携・協力について規定しており、海外との連携について定めた第 3 項では、連携・協力を深めることと、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすことを記載。 ・条例の趣旨である「市民が主役のまちづくり」の観点から、市民への情報提供が必要であり、国際交流によって得られた情報や知恵を市民に広く提供する旨の表現を加えるべきか否か、検討した。 	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市まちづくり戦略ビジョン (H25.10 策定) ⇒北海道と道内市町村との連携体制の確立 ・さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン (H31.3 策定、R2.4 変更) ・札幌市国際戦略プラン (H26.3 策定) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内連携推進プロジェクト (H25～) ・「札幌☆取扱説明書」の作成 (H26.7 発行、H30.2 改訂) ・さっぽろ連携中枢都市圏における取組の推進 (H31.3～) ・世界冬の都市市長会 (S57～) ・姉妹都市との交流 (S34～) 	

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
	<p>※ <H28 評価結果>第30条関連 前ページからの続き</p> <ul style="list-style-type: none"> すでに第26条において、まちづくりに必要な情報を速やかに、かつ分かりやすく市民に提供するよう努めることを定めた規定があり、市においても国際部を中心にホームページ等で情報提供を行っていることから、必ずしも第30条第3項に「市民への情報提供」を規定しなければ十分な情報提供が行われないというものではない。 しかし、市民にとって海外に関する情報は、国内や市内の情報と比べると遠い存在であり、市民が入手する機会が限られてしまうことから、この条文に規定して市民への情報提供を担保することが望ましい。 <p>【改正案】第30条第3項に、_____線部を追加</p> <p>第30条 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を市民に広く提供し、札幌のまちづくりに生かすものとする。</p> <p>○国際的な視点について</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌には毎年、多くの外国人が訪れ、世界的な知名度もあることから、国際都市としての「おもてなし」の視点を持つことが必要であり、国際的な観点を市民にも持つもらうために必要な情報提供を行っていくべき。 市は、海外都市との連携や交流によって得られた情報を、札幌市のまちづくりの施策等に効果的に反映させるべきであり、海外を含めた他都市との連携によって得られるメリット等を、市民に分かりやすく提示していくべき。 市民自治推進室で実施している市民自治に関するアンケートには、国際的な観点からの評価の項目がない。他の部局でも市民に向けたアンケート調査等を実施しているので、それらの項目等を確認し、必要に応じて市民自治に関するアンケートに反映するよう検討すべき。 	<p>◆評価結果を踏まえた市役所各局あて通知 (H30.1)</p> <p>・国際交流で得られた情報等の提供について</p> <p>自治基本条例第26条第1項では、市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ分かりやすく市民に提供するよう努める旨規定されています。</p> <p>市民への情報提供については、これまで、さまざまな機会や手段を通じて行われておりますが、今後も引き続き、積極的な情報提供をお願いするとともに、特に、市が有する海外に関する情報や国際交流によって得られる意見等は、国内の情報と比べて市民が入手する機会が限られることから、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>※H28評価結果「○国際的な視点について」関連</p> <p>[主な取組]</p> <p>(1)世界冬の都市市長会 (S57～「北方都市会議」、H16～「世界冬の都市市長会」に名称変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議内容等について市ホームページで周知 市民向けイベントを開催し、市長会の各種活動の紹介や各会員都市の紹介を実施 <p>(2)姉妹都市との交流 (S34～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周年事業として、市長を始めとした訪問団、市民訪問団等による姉妹都市との相互訪問及び記念誌の発行 米・ポートランド市内の高校と、市立高校の生徒が交流し、成果を報告会で市民に向け発信 姉妹都市パネル展や、グリーティングカード（海外都市から送付された挨拶状）展において海外都市との交流などを紹介 姉妹都市とのネットワークを生かしオンラインで本市と姉妹都市の学校間で児童・生徒が交流 <p>(3)アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政評価に係る指標達成度調査において「海外交流への関心」についての質問を設定 (H23～) 多文化共生の観点から、外国人市民を対象とした暮らしに係る実態やニーズを把握するアンケート調査を実施 (H20、R1) 	

■第6回市民自治推進会議—資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第3次市民自治推進会議における評価	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
<p>第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価 及びこの条例の見直し</p> <p>(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)</p> <p>第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>(この条例の見直し)</p> <p>第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(市民自治推進会議)</p> <p>第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p> <p>2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適當と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほかに、推進会議に臨時委員を置くことができる。</p> <p>7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p><H28 評価結果> 第31条関連</p> <p>○行政評価と市民自治の連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民自治の評価と行政評価は、現状では連携していない。行政評価において、市民自治に関する項目を新たに取り入れたことから、今後は、行政評価委員会で市民自治の不足点が指摘されたら市民自治推進会議でそれを審議する仕組みや、市民自治推進会議で指摘をしたら行政評価委員会に反映される仕組みがあると、効率的な検証が可能となり、職員の意識にもより浸透しやすくなると思われる。 	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民自治を考える市民ワークショップの実施 (H20. 2～) ・市民自治推進会議の設置 (H23. 3～) ・市民自治に関するアンケート調査等の実施 (H23、H26、R1) ・行政評価シートによる内部評価の実施 (H20～) ・本市における行政評価と市民参加の取組に関するパネル展の開催 (R2. 8) <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市市民自治推進会議設置要綱 (H22. 12～26. 10) ・札幌市市民自治推進会議規則 (H26. 10 施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次市民自治推進会議 (H23. 3～25. 3) <ul style="list-style-type: none"> ⇒市民自治による施策等の評価及び条例の見直しについて 「市政への市民参加の推進」に関する施策について ・第2次市民自治推進会議 (H26. 6～27. 3) <ul style="list-style-type: none"> ⇒「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」改訂について ・第3次市民自治推進会議 (H27. 7～29. 6) <ul style="list-style-type: none"> ⇒市民自治による施策等の評価及び条例の見直しについて 市民参加条例の検討に向けた視点の整理について ・第4次市民自治推進会議 (R2. 3～) <ul style="list-style-type: none"> ⇒市民自治による施策等の評価及び条例の見直しについて 市民参加条例の在り方について 	